

東近江市議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条第2項の規定により提出
します。

平成28年12月22日

東近江市議会議長
河並 義一 様

提出者

東近江市議会
議会運営委員会委員長 市木 徹

東近江市議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市議会議委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月22日提出

東近江市議会
議会運営委員会委員長 市木 徹

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例

東近江市議会委員会条例（平成17年東近江市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中エを削り、オをエとする。

同条同項第4号中「24人」を「24人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東近江市下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用することに伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じてきたため及び予算決算常任委員会委員の総数を現在数に符合させるため、本議案を提出したものである。